

第 4 8 号議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

商工会館の廃止並びに産業振興センターに設置する商談室の名称の変更並びにセミナールーム 1 及び 2 の廃止に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和39年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1の表を次のように改める。

1 削除

別表2(1)の表中「商談室」を「特別会議室」に改め、別表2(3)の表セミナールーム1の項及びセミナールーム2の項を削る。

附 則

この条例中別表2(1)の表の改正規定及び別表2(3)の表セミナールーム1の項及びセミナールーム2の項を削る改正規定は平成30年10月1日から、別表1の表の改正規定は平成31年4月1日から施行する。